

令和2年第12回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和2年12月21日（月）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和 2 年 第 1 2 回 東 申 良 町 農 業 委 員 会 会 議 録

招集年月日	令和 2 年 1 2 月 2 1 日						
招 集 場 所	東申良町役場委員会室（3階）						
開催の日時 及び宣言	開会	令和 2 年 1 2 月 2 1 日 午前 1 0 時 0 0 分				議長	豎山 秋敏
	閉会	令和 2 年 1 2 月 2 1 日 午前 1 0 時 5 0 分				議長	豎山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
出席数 名	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三	
欠席数 名	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝	
出席○	○	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男	
欠席×	○	4	豎山 秋敏		8		
最適化推進 委員	○		稲村 照隆	○		町永 次男	
	○		上池 勝彦	○		松留 和江	
出席数 名	○		内村 初子	○		松留 立美	
	×		村吉 博美	○		杉木 秀幸	
会議録署名委員	6 番	木佐貫 一孝		7 番	大村 教男		
出席した事務局職員	局長, 次長	前田 秀一 駿河崎 哲郎		書記	堀内 和代 出水 翔太		
会議に付した事項	<p>日程第 1 議案第 6 4 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について</p> <p>日程第 2 議案第 6 5 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について</p> <p>日程第 3 議案第 6 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について</p> <p>日程第 4 議案第 6 7 号 農地あっせん委員の選任について</p> <p>日程第 5 議案第 6 8 号 東申良町農業者年金受給者会補助金交付要綱について</p> <p>日程第 6 議案第 6 9 号 農業委員会法改正 5 年後調査の実施について</p>						

開 会 午前10時00分

議 長（堅 山）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

出席者14名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和2年第12回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、6番 木佐貫委員と、7番 大村委員をお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による貸借の合意解約が3件、4筆あり、時効取得による所有権移転が1件、3筆ありました。明細書につきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

発言される方は、必ず議長の許可を受けてから、マイクを持って発言くださるようによろしくお願いいたします。

◆日程第1 議案第64号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議 長（堅 山）

日程第1 議案第64号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転2件、賃借権8件、使用貸借権が2件であります。

それでは順次、事務局の説明をお願いしたいと思いますが、資料3ページの賃借権の218番につきましては、譲受人が株式会社〇〇で吉ヶ崎委員に関する事項となっておりますので、先に質疑をさせていただきたいと思います。

東串良町農業委員会会議規則第25条によりまして、委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので吉ヶ崎委員へ退席をお願いいたします。

(吉ヶ崎委員退席)

議 長 (堅 山)

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事 務 局 (堀 内)

それでは、説明いたします。

3 ページをお開き下さい。

賃貸借の 2 1 8 番、借人は川東の株式会社〇〇、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計 6 筆 10, 803 m² 新規 10 年の利用権設定でございます。

以上でございます。

議 長 (堅 山)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 (堅 山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (堅 山)

異議なしと認めます。

吉ヶ崎委員の入室を認めます

(吉ヶ崎委員入室)

議 長 (堅 山)

引きつづき、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 (堀 内)

それでは説明いたします。2 ページをお開きください。

まず、所有権移転の 2 1 6 番、譲受人は川西の〇〇さん、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されていると

おりで、売買による移転でございます。

次に217番、譲受人は川西の〇〇さん、譲渡人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による移転でございます。

続きまして、3ページをお開き下さい。

218番に関しましては、先ほど説明させていただきましたので説明を省略させていただきます。

次に賃借権の219番、借人は岩弘の株式会社〇〇、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計2筆 3,948㎡ 更新6年の利用権設定でございます。

次に220番、借人は岩弘の株式会社〇〇、貸人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規5年の利用権設定でございます。

次に221番、借人は川西の〇〇さん、貸人は鹿児島市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計2筆 1,819㎡ 更新5年の利用権設定でございます。

次に222番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規10年の利用権設定でございます。

次に223番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は千葉県の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規5年の利用権設定でございます。

次に224番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規5年の利用権設定でございます。

次に225番、借人は川東の〇〇さん、貸人は神奈川県〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、更新5年の利用権設定でございます。

続きまして、4ページをお開き下さい。

次に使用貸借権の226番、借人は川西の〇〇さん、貸人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計3筆 1,004㎡ 新規5年の利用権設定でございます。

次に227番、借人は肝付町の〇〇さん、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規5年の利用権設定でございます。

続きまして、5ページから7ページをお開き下さい。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、貸出件数24件、借受件数24件で、総面積57,505㎡であり、利用権の種類は、賃借権2件、使用貸借権22件で鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容でございます。

以上でございます。

議 長（堅 山）
ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（堅 山）
質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（堅 山）
異議なしと認めます。

よって、日程第1 議案第64号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに決しました。

◆日程第2 議案第65号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長（堅山）

次に、日程第2 議案第65号 農地法第3条の規定による
所有権移転の許可申請について、を議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転2件であります。
それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局（堀内）

それでは、説明いたします。

9ページをお開き下さい。

34番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は新川西の〇〇
さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、贈与による
所有権の移転でございます。

次に35番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は福岡県の
〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買に
よる所有権の移転でございます。

地図の方は添付しておりますので、説明は省略いたします。

以上、農地の権利移動の要件として、効率的な農地利用につ
きましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されて
おり、下限面積など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該
当しないものと判断しております。

以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって、日程第2 議案第65号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

◆日程第3 議案第66号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議長（堅山）

次に、日程第3 議案第66号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、を議題といたします。

今回は1件の申請がございます。

13ページの〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を木佐貫委員長よろしくお願いたします。

委員（木佐貫）

それでは報告させていただきます。

令和2年12月15日火曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。出席したのは委員として、自分と上池推進委員、事務局から駿河崎次長、出水主事、関係者として、申請人の代理人として〇〇行政書士さんが出席されました。

今回の転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。場所はルピナスタウン池之原の西に位置します。農地区分としては第1種農地に該当します。第1種農地は原則的に転用が禁止されていますが申請地は、申請地の50m以内に定住地が広がっているため、集落と接続している農地として転用が可能だと考えられます。

転用の目的は、現在、借家住まいの申請人が、住宅を新築するためであり実現は確実だと思われれます。また転用する農地の面積は320㎡で、面積、周囲の環境共に特に問題はないと思われれます。また周囲の農地への影響については、周囲の農地への影響については、土砂流出等を防ぐため、よう壁を設置するなど被害防除計画書に沿った措置を行うため問題はないと思われれます。

以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願いいたします。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

議 長 (堅 山)
質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

議 長 (堅 山)
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、日程第3 議案第66号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可制度についての審議を終えたいと思います。

◆日程第4 議案第67号 農地あっせん委員の選任について

議 長 (堅 山)
次に、日程第4 議案第67号 農地あっせん委員の選任について、を議題といたします。

今回は、賃貸借1件の申し出がございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思います。

どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

(「事務局一任」) の声あり)

議 長 (堅 山)
事務局一任という声ございましたので、議題に沿ってあっせん委員を選任していきたいと思います。
それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 (出 水)
それでは、私の方で説明させていただきます。
資料21ページをご覧ください。

それでは最初に、〇〇さんからの農地賃借あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおりで、計 3 筆 2,247 m² となります。

場所は、22 ページ図面にあるとおり、大石興業の北に位置する農地であります。

以上で、説明を終わらせていただきます

議長（堅山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に杉木委員と松留和江委員を指名いたします。

委員（松留立美）

5 筆だったが、あと 2 筆はどうしたのか。

事務局（出水）

2 筆は荒廃が解消されていないから出していません。

議長（堅山）

よろしいですか。他にありませんか。

◆日程第 5 議案第 68 号 東串良町農業者年金受給者会補助金交付要綱について

議長（堅山）

次に、日程第 5 議案第 68 号 東串良町農業者年金受給者会補助金交付要綱について、を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（駿河崎）

26 ページをお開きください。東串良町農業者年金受給者会補助金交付要綱でございます。要綱の第 1 条を読み上げます。第 1 条この要綱は農業者年金制度拡充と農業者年金受給者の生活向上を図るため、東串良町農業者年金受給者会に対し補助金を交付するものとし、その交付については、東串良町補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。簡単に言いますと、東串良町の補助金交付要綱に記載されています、この団体への補助金でございますが、その用途を明確にするために今回交付要綱を設けたところでございます。そ

の使途としましては、右側の別表に書いてあります報酬費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、備品購入費、負担金、積立金、予備費となっております。以上でございます。

議 長（堅 山）
ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

委 員（木佐貫）
これ、補助金はいくらぐらい。

事務局（駿河崎）
年間3万円でございます。

議 長（堅 山）
他にございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（堅 山）
質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（堅 山）
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、日程第5 議案第68号 東串良町農業者年金受給者会補助金交付要綱についての審議を終えたいと思います。

◆日程第6 議案第69号 農業委員会法改正5年後調査の実施について

議 長（堅 山）
次に、日程第6 議案第69号 農業委員会法改正5年後調査の実施について、を議題といたします。
それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（堀 内）

それでは、農業委員会法改正5年後調査について、ご説明いたします。

こちらにつきましては、農業委員会制度の大きな改革となった平成28年の改正農業委員会法の施行から5年目を迎え、制度改革により農業委員会の活動や運営にどのような効果が生じたのか把握するとともに、活動や運営の課題となっている点を改善していくことを目的として実施するものとして、一般社団法人全国農業会議所より依頼があり、該当する箇所の回答欄に○を付ける形で回答をするものです。

可能な限り農業委員会の総会にて議案としてに諮ることが望ましいとのことで、今回議案として出させていただきました。回答内容につきましては、議案書に記載されているとおりでございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長（堅 山）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（堅 山）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（堅 山）

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、日程第6 議案第69号 農業委員会法改正5年後調査の実施についての審議を終えたいと思います。

議 長（堅 山）

その他に入りたいと思います。
協議会に切り替えます。

○事務局から

※1月現地調査：20日（水）

定例総会：25日（月）

申請締切：12日（月）

議長（堅山）

他にございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日準備しました議案は全部終了しました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和2年第12回農業委員会定例総会を閉会いたします。